第18章 予防規程認可に関する基準

法第14条の2第1項の規定による製造所、貯蔵所又は取扱所の予防規程の認可の基準は、次のとおりとする。

1 予防規程の作成単位

予防規程の作成義務を有する製造所等が同一事業所内に複数あり、災害が発生した場合に相 互に関連がある場合は、事業所の実態に合わせ、事業所全体を予防規程の対象として、すべて の施設を網羅した予防規程とするよう指導すること。

2 認可の基準

危省令第60条の2第1項で定める事項が施設の実態に応じて具体的に規定されており、その内容が法第10条第3項の技術上の基準に適合すること。

なお、「予防規程作成上の留意事項について」 (H13危98) により作成するよう指導すること。

3 給油取扱所等における単独荷卸し

「給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について」(H30危44)、「給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について」に係る執務資料の送付について(H30危176)及び「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」(R5危327)により作成するよう指導すること。

4 風水害対策

「危険物施設の風水害対策ガイドライン」 (総務省消防庁) 及び「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」 (国土交通省、経済産業省) により作成するよう指導すること。

5 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に設置する可搬式制御機器

「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における可搬式の制御機器の使用に係る運用について」(R2危87)により作成すること。

6 給油取扱所における屋外での物品の販売等の業務

「給油取扱所における屋外での物品の販売等の業務に係る運用について」(R2危88)により作成すること。